

## 手結・騎射における「三兵」について

下向井 龍彦

『小右記』長和三年（二〇一四）五月十五日条に、

\*

丹波中将来、定明日競馬并騎射事等、將監・將曹・府生、前後一  
 二手、三兵等也、依左相府命者、將監保信可會武文云々、密  
 々可被<sub>レ</sub>打<sub>レ</sub>鼓之由示<sub>二</sub>中將<sub>一</sub>、々々退去後、面仰<sub>二</sub>保信<sub>一</sub>、

の記事がある。翌日、三条天皇が左大臣道長の土御門第に行幸すること  
 になっていた。道長はこの行幸を精力的に主導し、祖父師輔が主導した  
 村上天皇の「朱雀院の例」に倣って競馬・騎射を開催しようとしていた。  
 大納言実資は右大将として、かなり前より右近衛府から出場する競馬の  
 乗尻、騎射の射手の選考などを、右近衛府の実務責任者の政所中将源雅  
 通に命じて入念に行わせていた。本日は、政所中将雅通を自邸に呼ん  
 で翌日の競馬・騎射にむけて最終チェックを行った場面である。雅通は  
 実資に、「左大臣道長の命によって、騎射の射手として「將監・將曹・府  
 生」ら官人と真手結（射手選考会）における「前後一二手」と「三兵」  
 とを出場させることに決めました」と報告した。ここにみえる「三兵」  
 とは何なのだろう。

翌日の行幸当日の騎射競技の射手は「左右近衛府者各七人、官人各二人、  
生」前後一二手、三兵合「將監・府  
 十四人、皆褐衣上着打懸」であったという。左右近衛府から、それぞれ官人二  
 人（將監と府生）、真手結射手の前後一二手、前後一二手以外の「三兵」  
 を合わせて一四人、出場させるといのである。「三兵」とは、官人（將

監・將曹・府生）ではない近衛舍人の射手の肩書きのようである。右近  
 衛府からは將監一人・府生一人、真手結の前一手・後一手・前二手・後  
 二手、そして「三兵」一人の計七人が出場したことになる。

\*

ここで手結とは何かについて、『小右記』の荒手結・真手結・行幸騎射  
 の実例から得た知見と鳥谷智文氏「王朝国家期における近衛府府務運営  
 の一考察―『小右記』を中心として―」（『史学研究』一九九号 一九九  
 三年）をもとに、簡単に説明しておこう。手結とは、もともと五月五日  
 節会で行われる騎射を前にその射手選考会として諸衛府で行われていた  
 もので、一次選考会の荒手結あらてがひについて開催される最終選考会が真手結  
 であった。一〇世紀中葉に五月五日節会が廃絶したあとも、左右近衛府  
 独自の行事として左近馬場・右近馬場で大勢の見物人が見守るなか盛大  
 に行われた。手結には將監・將曹・府生ら官人、番長・案主・府掌ら  
ものよせ「物節」、肩書きなしの近衛に出席資格があった。手結を前に何日も練  
 習が行われるが、その間、大将や中少将は連日、「粥次」という酒宴と賞  
 品（懸物）を用意して射手たちを労い発憤させた。真手結終了後には大  
 将が私費負担して馬場で饗宴（慰勞会）が賑やかに開催され、大将から  
 射手たちに禄が支給された。大将は手結・饗宴ともに出席しない。

長和三年の右近衛府の荒手結は五月五日、真手結は五月七日であった。  
 左右近衛府の荒手結・真手結ではそれぞれ射手は前後七人ずつで（前一  
 手）「後二手」「前四手」・「後六手」などといい、数字が若い方が高順位  
 である）、「習手」（補欠）がいた。荒手結（二次選考会）終了後に手結  
 （射手順位名簿）が中將少將の協議によって作成され、大将に提出され、  
 大将が点検して公正な選考であると判定したら、また誤写などの錯誤が  
 なければ、大将は署判して手結（射手順位表）が確定し、手結担当次將  
 に渡され、真手結の組み合わせ表として使われる。大将が錯誤や不正・  
 不公平に気付いたら、作り直させる。

手結（選考会）では前後ふた組に分かれて競技をするが、前後で勝負を競うわけではなかった。しかし手結の射手に選ばれること、高順位（「一手」や「二手」）になることが重要であった。それが近衛たちの昇進や役勤仕と連動していたからである。「手」は必ずしも成績順ではなく撰関や大将が隨身近衛を高順位にするよう口入することもあるのも、中少将は口入される前に彼らの意向を忖度して隨身を上位に入れたりした。荒手結の手結（射手順位名簿）は、はっきりしないが前年の真手結の手結（射手順位名簿）をもとに中少将の協議によつて「手」を上げたり下げたりして原案が作られ、大将の署判で確定した手結の順位に従つて騎射が行われた。真手結の手結（射手順位名簿）は荒手結での成績を踏まえて順位を組み替えて作成し、それに従つて真手結が行われた。真手結の結果を踏まえてさらに組み替えた手結（射手順位表）は、昇進や役勤仕の資料として、また翌年の荒手結の手結（名簿）作成に活用されるのである。さらに小論で取り上げている長和三年、同五年の三条天皇の道長邸土御門第行幸では、騎射の射手選考に使われた。左右近衛府とも真手結射手前後七人計一四人から代表七人が選ばれたのである。

\*

さて、「三兵」の事例を探してみると、『小右記』寛弘二年（一〇〇五）五月十四日条に「早且資平自左府来云、昨出馬場、左右近騎射各三人、又三兵、次令馳厩馬」とある。一連の同十二日条に「将曹仲重云、明日左府有召騎射三已上手者」、「御堂関白記」同十三日条に「左右騎射、三以上令射」とある。この三つの記事から「騎射各三人、又三兵」＝「騎射三已上手」＝「騎射三已上」ということになる。このことを念頭に置いたうえで、さらに次に進んでいこう。

同長和五年（一〇一六）五月七日条では、「三兵近衛」高志遠里が、昨日の右近真手結で、「三兵六人」のうち自分だけが急に射手からはずされたことを不満として実資のもとに訴えてきたので、実資は政所中将雅通

に真手結の結果を記した手結（射手順位リスト）を書き改めさせ、遠里の名前を加えさせた。「三兵」の肩書きは真手結の前に決まっております、「三兵近衛高志遠里」というように「三兵近衛十個人名」で表わされたことがわかる。この年の右近衛府の手結では前後七人計一四人の射手のうち六人が「三兵」だったということになる。このように「三兵六人」というように何人もの「三兵」がおり、彼らは優先的に真手結の射手に選ばれることになっていたのである。高志遠里は真手結の射手からはずされたのでそれを不当として実資に訴えてきたのである。実資はその訴えを正当として、真手結に出場できなかったにもかかわらず、手結を書き改めさせたのである。

『猪熊関白記』建久九年（一一九八）五月三日条には、左近府騎射荒手結（射手リスト）が載せられている。四七人のなかで肩書きがあるのは将監二人、将曹二人、府生二人、番長四人、三兵近衛五人、近衛一人であり、他は肩書きなしの個人名である。肩書きなしの者はふつうの近衛舎人だろうから、「近衛」の肩書きをもつ一人は「三兵近衛」の書き間違ひではないかと思われる。すると三兵近衛六人ということになる。これによると三兵近衛は官人でないだけでなく番長（番長・案主・府掌を「物節」という）でもないことがわかる。『猪熊関白記』には同じような手結の名簿がいくつも載っている。

以上から、「三兵近衛」は、左右近衛府で行われる騎射の荒手結で優秀な成績をあげた肩書きのない（「物節」ではない）近衛に与えられた荣誉の称号のようである。「三兵近衛」には真手結に優先的に出場する資格が与えられたのである。

ところで、長和三年五月十六日の道長邸土御門第行幸の騎射で射手に選考される条件は、「官人（将監・府生）・前後「一手」・「三兵」であった。「前後「一手」と「三兵」の関係はどうなるのだろう。こういうことだろう。手結（順位表）の高順位を表す「前後「一手」のなかには、

「官人」「物節」もいるだろうし「三兵近衛」もいるだろう。「前後一二手」は官人だろうが物節であろうが三兵近衛だろうが「前後一二手」という資格において出場するのである。したがって出場する「官人」は「前後一二手」以外の官人から、出場する「三兵」は「前後一二手」以外の三兵近衛から、選考されることになる。

\*

それでは荒手結で優秀な成績をあげた近衛がなぜ「三兵」と呼ばれるのだろうか。この点をわかる範囲で考えてみたい。『小右記』長和二年八月二十七日条では、九月十六日の土御門殿行幸のとき競馬と騎射を行うから「御馬乗并騎射三已上」を出場させるようにとの天皇の仰せが右大將実資に伝えられた。九月十日条では中将雅通から「行幸日官人并三已上騎射人等」の事について実資に指示を求めてきたので、実資は「射手官人に奉仕させるように」と回答している。九月十六日の行幸では、夜になつたから騎射は中止された。

『小右記』長和三年五月五日条では、先日、陣座で道長が実資に「今年の手結では『三已上』を厳密に選考するように。行幸では『三已上』だけを出場させるからである」と命じた、とある。これは冒頭の五月十五日条の、騎射の射手を「將監・將曹・府生」と「前後一二手」と「三兵」にする、という道長の命と同一のことを指している。すなわちここで「三已上」の「三」は「三兵近衛」であり、したがって「三已上」は「射手官人」（將監・將曹・府生）と手結順位表で高位に位置づけられていた「前後一二手」、手結競技で好成績をあげた「三兵近衛」を総称する表現だったのである。『猪熊関白記』の記事によれば、「已上」には官人だけでなく番長ら「物節」も入ることになる。

ここで念頭に置いたまま保留していた寛弘二年（一〇〇五）の①「騎射各三人、又三兵」②「騎射三已上手」③「騎射三已上」の等式に立ち返ってみたい。③「三已上」が、これまでに明らかにした官人・物

節（前後一二手）・「三兵」の総称概念とすれば、②「三已上手」と矛盾するのではないのか。②は「一手・二手・三手」を指すのではないかという当然の疑問である。しかし②が「三手已上」ではなく「三已上手」であることに注意したい。「三已上」の射手という意味であり、③「三已上」と同義ということになる。すると①「各三人、又三兵」の射手三人がすべて「三兵」なら、②③は「三已上」ではなく「三兵」とすればいいはずである。①の「各三人、又三兵」は、三人のなかには官人（・物節）だけでなく「三兵近衛」も含まれていたということか。

それではなぜ「三」なのか。それは騎射で射的が「三」個であるからではないか。荒手結で、三つの射的すべてを確実に射抜いて優秀な技量を発揮した近衛が「三兵」という名誉の称号を与えられ、真手結に出場し、さらにその後の行幸などでの騎射の出場資格となつた、と考えるところと思う。ただし長和五年の右近衛府荒手結で「三兵」が六人いたのに、土御門第行幸の騎射に出場できた「三兵」はたった一人だったという事は、「三兵」がそれほどの榮譽というものでもなく、真手結への出場資格、行幸騎射の射手候補者選考資格、という程度の榮譽でしかなかったということである。

\*なぜ「三」兵なのか悩んでいたら、山本佳奈さんが、騎射の射的が三個だからではないですかと、こともなげに教えてくれた。

## 『小右記』の「見送」の用法

下向井 龍彦

『小右記』のなかで藤原実資は「見送」の語を一二回使っている。た